

東御市宿泊交流拠点整備運営事業 募集要領等に関する質問への回答（令和8年1月16日）

No.	資料名	頁	項目番号	項目等	質問の内容	回答案
1	要求水準書	14	第2章第2節4	構造計画の要求水準	当社では本拠点の施設を低層にして構造材などに県産材をはじめとする木材をふんだんに取り入れることを考えていますが、この項目で示された要求水準は建築基準法の基準よりも高く、示された提案上限額の範囲であれば木材の利用を制限せざるを得ないです。この項目で示された水準の緩和は出来ないでしょうか？	<p>第1章第7節2にあるように、当市は本拠点を災害時の広域避難所に指定する予定です。このため、第2章第2節4を以下のとおり修正します。</p> <p>4 構造計画の要求水準</p> <p>本拠点完成後、当市は本拠点を災害時の広域避難所に指定する予定である。このため、建築構造体等は、建築基準法等の関係法令等に定める基準に加え、災害対策基本法施行令（昭和37年制令第288号）第二十条の六第二項に定める基準に適合するように設計・施工すること。</p> <p>（参考）指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月 内閣府（防災担当））</p>